

災害時における食料物資の供給に関する
協定書

幕 別 町

株式会社ハピネス・デリカ

災害時における食料物資の供給に関する協定書

幕別町（以下「甲」という。）と株式会社ハピネス・デリカ（以下「乙」という。）は、災害時における食料物資（以下「物資」という。）の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、幕別町内に地震、風水害、その他の異常な自然現象又は大規模な火災その他の大規模な事故等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲と乙が相互に協力して災害時における住民生活の早期安定を図る目的で、物資の供給等に関する事項を定めるものとする。

（協力事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

（協力の要請）

第3条 災害時において物資を必要とするときは、甲は、乙に対して保有する物資の供給等について協力を要請するものとする。

2 甲の乙に対する要請の手続きは、物資発注書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等をもって要請し、事後に物資発注書を提出するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、一般消費者に対する物資の供給や被災箇所の復旧などの業務に支障をきたさない範囲で、物資の供給に対する協力等について積極的に努めるものとする。

（物資の範囲）

第5条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が供給できる物資とする。

- (1) おにぎり等の米飯食品
- (2) 加熱済み惣菜
- (3) 飲料水

（物資の数量）

第6条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第7条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し、物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 乙は、引渡し終了後、速やかに物資供給完了報告書（様式第2号）により甲に報告するも

様式

株式
代表

し
ま

電

要
種

搬

搬

連

備

のとする。

(費用の負担及び価格の決定)

第8条 乙が供給した物資に対する対価及び運搬の費用については、甲が負担する。

2 物資の代金は、災害発生時直前における店頭販売価格等を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(協定に定めのない事項)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲と乙が協議して決定するものとする。

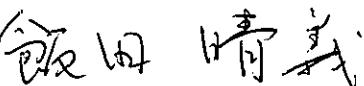
(有効期間)

第10条 この協定は調印の日から施行し、甲又は乙が文書をもって終了を通知しない限りその効力を有する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両名署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年11月22日

甲 北海道中川郡幕別町本町130番地1
幕別町

幕別町長 

乙 北海道帯広市西22条北1丁目13
株式会社ハピネス・デリカ

代表取締役 

様式第1号（第3条関係）

年　月　日

株式会社ハピネス・デリカ
代表取締役 福原 郁治 様

幕別町長 飯田 晴義

物資発注書

「災害時における食料物資の供給に関する協定書」第3条に基づき、下記の通り要請します。

電話等連絡日時	年　月　日　時　分		
要請する物資の種類・数量	品　目	数　量	単　位
	・おにぎり等の米飯食品 ・加熱済み惣菜 ・飲料水		
搬入先	所在地		
	名　称		
	電話		
	現地担当者名		
搬入希望日時	年　月　日　時　分		
連絡担当者	所　属		
	氏　名		
	電　話		
備　考			

様式第2号（第7条関係）

年　月　日

幕別町長　飯田　晴義　様

株式会社ハピネス・デリカ

代表取締役　福原　郁治

物資供給完了報告書

「災害時における食料物資の供給に関する協定書」第7条に基づき、次のとおり供給したことを報告します。

品目	数量	単位	搬送日時	搬送場所	備考

